

コロンビアにおける法務調査レポート

- 新法律により生じる商機 -

(2018年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 Asesores Legales y Tributarios に作成委託し、2018年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Asesores Legales y Tributarios は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Asesores Legales y Tributarios が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ボゴタ事務所
E-mail : CBO@jetro.go.jp



目次

はじめに.....	1
1. 紛争被害地区の開発.....	1
2. 大麻草の取扱許可	3
3. 農村地区の振興	3

コロンビアにおける法務調査レポート — 新法律により生じる商機 —

はじめに

2016年11月30日、政府とコロンビア最大の革命軍（FARC）が署名した和平合意が特別審議を経て国会で承認され、52年間続いた紛争が終結した。その後、和平合意内容を具体的実行に移すため、憲法改正や新たな関連法が発令されてきたが、2017年10月9日、紛争で最も影響を受けた地域の活性化を目的とした法律が承認され、2017年法律第1650号として施行された。

ほかにも、農村地区の振興を目的とした2016年法律第1776号や、医療利用および科学的調査・研究利用に限定した大麻草取り扱いを認める2016年法律第1787号が施行され、税制面での優遇やさまざまなインセンティブが定められた。

1. 紛争被害地区の開発

ZOMAC (Zonas más Afectadas por el Conflicto Armado)は、コロンビア革命軍(FARC)の活動地域になるなど、紛争の影響を最も受けた地域を指す。2016年11月30日に政府とFARCが署名した和平合意が国会で承認されたことを受け、同地域の経済活性化を目的として2016年法律第1819号で所得税優遇などが定められた。2017年10月9日、2017年法律第1650号が施行され、所得税優遇措置を受けるための詳細な条件などが定められた。

ZOMAC内で事業を開始した企業は、以下の条件を満たせば最長10年の所得税優遇が認められる。直接雇用の人数や最低投資額は、業種と企業規模によって定められている。

- ZOMAC内に住所を持つ。
- ZOMAC内で事業を実施する。
- 直接雇用の実施。
- 最低投資額の遵守。
- 所得税優遇期間内は、企業名の後に“ZOMAC”を付け加える。

企業規模の定義

企業規模	総資産
小規模事業者	最低月額賃金※の 501 カ月未満
小企業	最低月額賃金の 501 カ月以上 5,001 カ月未満
中企業	最低月額賃金の 5,001 カ月以上 1 万 5,000 カ月未満
大企業	最低月額賃金の 1 万 5,000 カ月以上

※2018 年の最低月額賃金は、78 万 1,242 コロンビア・ペソ（約 3 万 1,250 円、
1 コロンビア・ペソ = 0.04 円）

所得税率

企業規模	適用期間	税率
小規模事業者、小企業	2017～2021 年	0%
	2022～2024 年	一般税率の 25%
	2025～2027 年	一般税率の 50%
中企業、大企業	2017～2021 年	一般税率の 50%
	2022～2027 年	一般税率の 75%

源泉税率

企業規模	適用期間	税率
小規模事業者、小企業	2017～2021 年	0%
	2022～2024 年	一般税率の 25%
	2025～2027 年	一般税率の 50%
	2028 年以降	一般税率の 100%
中企業、大企業	2017～2021 年	一般税率の 50%
	2022～2024 年	一般税率の 75%
	2025～2027 年	一般税率の 75%
	2028 年以降	一般税率の 100%

2. 大麻草の取扱許可

2016年法律第1787号により、医療利用および科学的調査・研究利用に限定した大麻草（以下、カンナビス）の栽培および製造、加工、輸入、輸出、保管、輸送、販売、流通が認められるようになった。2017年4月10日に施行された2017年法律第613号では、カンナビス取り扱いに関する詳細な規則が定められた。

カンナビスの取り扱いには免許が必要で、保健・社会保障省が免許の発行を行い、麻薬監督局がカンナビスにかかる活動の管理・監督を行う。免許の有効期限は5年間で、満了時には申請によって再発行が可能である。個人および企業による申請が可能であり、外国人および外国籍企業も申請が認められている。免許の種類には、以下の4種類がある。

- カンナビス製品の製造。
- 栽培目的に限るカンナビスの種子使用。
- 向精神薬としてのカンナビスの栽培。
- 非向精神薬（乾燥状態の製品重量に含まれるテトラヒドロカンナビノールが1%未満）としてのカンナビスの栽培。

3. 農村地区の振興

2016年1月29日、農村地区の振興を目的とした2016年法律第1776号が施行され、対象地域をZIDRES（Zonas de Interés de Desarrollo Rural Económico y Social）と呼称することが定められた。ZIDRESとして認められるためには次の条件を満たさなければならず、農村農業計画庁が審査を行う。

- 都市部から離れている。
- 農学的および気候的特性に適応するために高いコストが掛かる。
- 人口密度が低い。
- 貧困率が高い。
- 商品の輸送や販売のためのインフラが不十分。

ZIDRES内で事業を実施する場合、定められた条件を満たした上で、事前に農業・地方開発省に申請する必要がある。承認された事業に対しては、以下のようなインセンティブが認められる。

- 農民、農業従事者、農村部の女性および経営者に対する特別な与信枠
- 特別な生産保証の仕組み
- 農民、農業従事者、農村部の女性および経営者に対する育成、教育および研修
- 農家と協同して事業開発を実施する企業に対するインセンティブ
- 国の農業保証基金を通じて、事業資金の最大100%までを保証。